

第5回 国立市介護保険運営協議会

平成28年9月23日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、第5回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿ってまいります。まず1番目が議事録の承認であります。前回は、8月にやらなかったのが7月15日に開催した第4回の運協の議事録についてであります。何かお気づきの点はありましたでしょうか。

よろしいですか。特にないようでしたら、このとおり承認とさせていただきます。

それでは次に2番目ですが、平成28年国立市市議会第3回定例会についてという議事であります。

8月29日から9月17日まで、国立市議会が開催されたということですが、その中で特別養護老人ホーム増設を求める陳情が提出されました。

その陳情書の中で、こちらの介護保険事業の事業計画について言及されている部分もございますので、事務局より内容について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、会議次第2の平成28年国立市市議会第3回定例会についてということで、今回、9月議会と我々は言っているのですが、国立市の市議会に対して、市民の方のお名前が陳情が出されました。

陳情の内容につきましては、資料ナンバー3として机上に配付させていただいております。こちらは市議会議長宛てに出される形になっておりまして、国立市に特別養護老人ホーム増設を求める陳情ということで出されております。

陳情の趣旨はここに書いてあるとおりでございます。とおおむね、まとめさせていただきますと、国立市内の特別養護老人ホームに対して申し込みを行っている待機者が300名近くいると。これは国立市のホームページで従来から表示しているものなのですが、それにつきまして、低所得者向けの最後のとりでの性格から、特別養護老人ホームを今後の少子高齢化をにらんで増設してほしいといった陳情でございました。

介護保険事業計画につきましては、こちらの陳情書の中段のあたり、段落で言うと第2段落目の上から3行目の右端のほうですが、「国立市の介護保険第6期計画には増設計画がありません」と書いてございます。こういった形で、特別養護老人ホームを増設してほしいという形での陳情が出てまいりました。

これにつきまして、議会の中に設置されます福祉保険委員会という、少数の議員さんが委員として集中的に討議を行う委員会がございますが、そちらの場で議論をされて、結果としては採択されずに不採択という形に結論づけられております。

こちらの陳情につきまして、国立市のホームページ上で300人近くの待機者が表示されていたということは事実でございますが、実際に申し込みをされている方につきましては、市内2カ所の特別養護老人ホームにそれぞれ1人の方が申し込まれても2人とカウントされますので、二重に計上されている部分があるということ。それから、立川市や国分寺市の方が申し込まれた分も待機者としてカウントされていること。あるいは、老人保健施設やグループホームなど、既に24時間の介護を別途受けている方につきましても、特別養護老人ホームへの入所の申請をされた方は全て待機者としてカウントされていることなどございまして、実際に待機している方ということでございます。表示上の300人近い数値とは違ってくるというところがございまして、実はちょうど8月

末から9月第1週のところで、東京都が各市町村に号令をかけて、特別養護老人ホームに入所申請をされている方の名簿を取り集めまして、同一人物の申し込み、重複部分を消す形で、実際に入所申し込みをして待機されている方を調べるという調査を3年に1度行っているのですが、その取りまとめ結果がちょうど出たところでございまして、実際に特養の申し込みをされている方で、国立市民の方で待機をしている方が146名で、そのうち特別養護老人ホームは要介護3以上の方が入所の要件になりますので、要介護1、要介護2でも申し込まれている方がいらっしゃいましたので、それを除きますと108名。その108名の方のうち、実際にご自宅で待機されている方は44名ということが判明いたしまして、議会の議論の中で、その44名の方の現状について、今後、市当局として実際にどのように在宅で過ごされているのかについて確認をとっていくということなどを議論し、そして、特別養護老人ホーム自体は、例えば虐待であるような深刻な事態に陥った場合には、セーフティネットとして介護保険法ではなくて別法である老人福祉法を適用して、行政側が入所をさせることができるという、老人福祉法による措置入所という手だてがあるのですが、そういった手だてを駆使すれば、市内ではないかもしれないけれど、特養に入れなくて全く行き詰まってしまうということはないという議論をした上で、こちらの陳情につきましては採択されない、不採択という形に結論づけられております。

ただし、その議論の中で、介護保険事業計画における特別養護老人ホームの検討というのはされているのかといった質問を受けまして、介護保険事業計画、こちらの介護保険運営協議会で事業計画自体を議論していく中で、施設について、現状を維持していくということを確認した上での、増設しない形での事業計画をつくっているということ。それから、事業計画をつくる際には、その必要性については議論をした上で、計画の中の数値を策定していくということを行っているということなどを回答しております。

以上、雑駁ではございますが、国立市の特別養護老人ホーム増設を求める陳情があったということで、その中に、事業計画について言及した陳情でございましたので、こちらの、本日の介護保険運協の中で、こういったことがあったということをご報告させていただきます。

【林会長】

ありがとうございました。

今の報告について、何か質問等ございませんか。

田村委員。

【田村委員】

今の、こういう陳情があるということを知ったのですが、私たち、今いろいろな、国立市内の高齢者施設とかサービスを見学して回っているんです。実際にどういう施設があって、どういう現状なのかということ自分たちで知ろうというふうに、今少しずつ始めているのですが、特養に関しては本当に少ないなという一つの見方というのは私も持っていたのですが、今のお答えの中で、現状では特に今のところ大きな問題はなくて、対処できるだろうという判断をされているわけですが、この陳情の中で、今後の見通しの中で特養が必要になるのではないかということも、この文章の中に入っているのですが、それについては、2018年以降の事業計画の中で当然見直しされるのだろうと思いますが、どんなふうに考えていらっしゃるのか、教えていただけませんか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

特別養護老人ホームの必要性というところで、実際に、この陳情の中では低所得者の方の最後のとりでという書き方をしているわけですが、特養自体の制度改正もございまして、必ず低所得者の方が、従来どおりの費用で入れるといった形ではなくなってきているということもございまして、また低所得者の方に対する手だてというのが特養だけなのかどうか、こちらについても検証していく必要があるというところがございまして、これにつきましては、今後、国が制度としてこういった形の低所得者対策を示してくるのかも含めて、さまざまな手段を考慮していきながら、実際に特養が唯一無二の手段であるのか、事務局としてはそれが唯一無二とは考えていないわけですが、それに対してこういった低所得者の方の介護が必要になった場合の手だてがあるのかといったようなところを検討していきたいと。

これは恐らく、在宅で生活していくということと、特養入所ということは、ある程度トレードオフの関係になってくるということもあるかとは思いますが、あるいはグループホームに対する家賃補助といったスキームも、現在、国のほうでは示していますので、そういったところで実現性があるかないかとか、財源について検討するとかいったようなところを含めて、総合的に考えていきたいと思っております。

【田村委員】

ありがとうございます。

【林会長】

ほかにございますか。

事業計画については、私ももちろんこれにかかわって、第6期の事業計画をつくったわけなのですが、内容については忘れていたので、復習の意味でもう一度これを見返してみました。

そうすると、特別養護老人ホームについては、我々の第6期の事業計画で重点化ということをして述べていまして、重点化ということの中身は、限られた資源をより効果的に使おうということで、中重度の要介護認定者を支える施設としての機能に重点化するということを述べています。

もちろん、要介護1、2という方であっても、入所の必要がある場合には特例入所という措置を考えるということも述べておまして、これは先ほどの、もしかしたら老人福祉法による措置入所と関係あるんですかね。

【事務局】

それとはまた別な話です。

【林会長】

あ、また別な話ですね。また別な話ということですが、ただ、この特別養護老人ホームの重点化というのは、それだけ何かこう、切り捨てとか絞り込みとかいうだけのために言っているのではなく、地域密着型サービスの推進とか地域包括システムの構築という、よりメインの方針があって、それとセットで特別養護老人ホームの重点化ということをしたというふうに思っています。

要するに、限られた資源をどう有効に活用していこうかということの中で、こうした計画にしたと考えております。

もちろん、これは第6期でありますので、第6期の事業計画の進捗状況を評価する中で、次の第7期、2018年度以降の事業計画をどうするかということについては、この運協の場で慎重に議論したいと思っております。

新田先生、何かございますか。

【新田委員】

もちろん、こういうものというのはどこでも出る話で、例えば、今、国で議論している療養型廃止論が出ていまして、療養病床はもう廃止する、そしてさらに療養病床1、2がある、介護療養病床があるのですが、その廃止論、そしてさらに医療療養病床の1、2があって、2は廃止するだろうと。そのかわり、それにかかわる次の新しい住まい方論になっているわけです。

一方では、政府はこういう国民の、いいかどうかは別にしたこういう要求に対して、セーフティネットとしてどう考えるかということも含めてあるわけで、それと、東京都も含めてどう考えるかということ、例えば23区等々も含めて、もう場所がないわけだしどうするかということで、今、暮らしの場におけるみとり支援という、5床5人程度の家を支援すると。

それは、新しい住居、住まいのあり方という、私は部会長をやっているのですが、この前の決定で9人まではいいだろうと。なぜかということ経営ができないもので、本当は5人程度がいいわけです。例えば宮崎の「かあさんの家」というのがあるのですが、それは5人です。5人だと赤字体制になってしまうので、9人程度ならいいだろうと。

だから、新しい、要介護になった住まいのあり方の問題だというふうに思います。要介護状態をどうケアするかということよりも、そういったことで話が進んでいるのだろうと。

例えば長岡の小山さん、この間亡くなりましたが、それは特養を廃止しましたよね。真田もそうだし、ある地域においては特養廃止論というのが明確に出ている。住まいのあり方として。

それで、そこで何が問題なのかということ、先ほど事務局から話があったように、やはり低所得者対策なんです。低所得者対策というのは、例えばグループホームで入るのに16万です。老健でどれくらいですかね。

【中川委員】

うちのほうは1から4段階であります。1段階だったら、要介護1の人だったらやはり6万ぐらいです。

【新田委員】

3以上でどれぐらいになりますか。

【中川委員】

3で8万6,000円ぐらいです。

あ、済みません。このデータではなかった。1の人は3万6,000円ぐらい。2の方が5万1,000円ぐらい。3の方は約6万円。4段階の人は10万円。

【新田委員】

ありがとうございます。

老健というのは意外と合理的に、8万の年金だけでもやっていけるようになっている。

一方で老健も今、次のステップへ行こうとしていますよね。老健はリハビリの場所だったのが、永久の住まいかどうかということところで、老健から、何か医療状態があったら病院へ行く、病院から老健にまた戻れない、あるいは老健に来るとかいう中で、最終的な場所が特養になるということも事実でございます。

そういった状況の中で、今、老健のある一定限度の中ではそのお金だけでも、最終的にお金がない人は行き場所がないということところで、低所得者対策としてどう考えるか。住居費用ですね。住居費用をどう考えるか。医療・介護費用は今の現状の制度でいいのですが、住居費用をどう考えるかというのは、やはり真剣に議論していかなければいけないだろうと。

その意味で、本当に本人たちが、最後に「私は嫌だ」と言える場所、嫌だと言っても、じゃあ次に何を選択する場所なのかということ、選択の場所を我々はきちっと提案していかなければいけないだろうなというふうに、この議論の中では思います。

私は特養はあまり賛成しません。はっきり言いまして。どんなユニットをつくって、どんなにあっても、暮らしの場ではないんです。私たちは暮らしの場で亡くなる権利を持つし、その権利のためにやるわけです。最終的にはセーフティネット、どうしようもない時のものであるべきだというのが今の議論ですから。

だから、今、国立市が在宅という推進の中で、それがやはりメインであるべきで、セーフティネットに対して、貧困対策としてどうあるべきかという、そういう段階で、いいか悪いかではなくて、そういうふうに精密な議論があるべきだというふうに思っています。

【林会長】

ありがとうございました。

田村委員。

【田村委員】

今の新田先生のお話は、私もある部分賛成するところがあります。やはり現実を見てみると、確かに在宅ケアを国は推進しているし、そういう方向性で、そのために地域包括というような言葉も出てきたわけですが、でもやはり、そこから、谷間に入ってしまった、どうしてもセーフティネットにもかからないような人がもしかしたら出てくるかもしれないんじゃないかというようなことを私たちは考えるんです。

私は、実際に自分でいろいろと、金額だとかいろいろ調べてみても、年金の金額だとか、将来への貯金なんていうものやっても、どうしても私は今の施設に入れたいというか、例えばグループホームに入りたい、サ高住宅にも入りたいと思っても、なかなか金額的に非常に無理というか、もう私はそこでは五、六年で死ななきゃだめだろうというぐらいの金額になる場合もあるわけです。

そういったときに、本当に今、ひとり暮らしで、わずかな年金の中で生活していらっしゃる人たちに、行政がどこまで目を向けているのかということが私はとても気になるんです。

その辺が、国立にいますとなかなか見えてこないというか、皆さんそれなりに、お金を持って、経済的にも保障されているし、何かあればそれなりに自分たちで解決していくだけの能力、力もお持ちなので。でも、きっとそうじゃない人もたくさんいるだろうなど。その辺が、私は行政側はどう対応しているのかというのはもうちょっとこの中でも議論していてもいいのかなと思う場合もあります。

ですから、本当に国のセーフティネットも全然機能してこなかったのが現状なわけですから、そういった意味では、本当に国立がどういうふうにそうした人たちを受けとめていくのかというようなことを、今、介護制度でもほとんど地域や自治体にある程度丸投げされているような状況ですから、その中で国立市民をどう守っていくかということを考えていけたらいいなと思います。

【新田委員】

ありがとうございます。今言われたように、市民をどう守るかというのは、安全という幻想の中で守るのではないんです。それは明確に言うておきます。安全だからそれはいいんだというのは市民を守ることにはならない。絶対。

私たちは本当に市民の、前、平成19年に市民アンケートをしたことがあります、どこに住みますかという、やはり施設を拒否するんです。それが当たり前。それと経

済的な問題で、要介護になったときにどうなるかという話は区別しなければいけない。というのが1つあります。

だから、私たちが特養があるから安全で云々というのは、やはり幻想ですよ。そこはそこで明確に示して、一方で、じゃあその次の場所はどこにあるのか。まだできていないよねというのは言われるとおりでございます。そこをいかにつくり上げるかということだろうと思います。

もう1つ、さっき44名とおっしゃいました。今、林さん、特養の入所後、平均で亡くなる過程、要介護3で何年ですか。いろいろデータがあるので、私なりに知っているのですが、今、くにたち苑等ではどれくらいですか。

入って、例えば要介護5の人が亡くなるまでとか、入所期間は。

【林委員】

大体今、平均だと3年前後です。

【新田委員】

そうすると、100人いたとしてその100人は3年でいなくなるわけです。44名であっても3年で終わっちゃうじゃないですか。そうすると、次に考えることは、そういう要介護の発症率の話です。今ある44名の方の話をして話にならないんです。そのために施設を大きなハードでつくるのかということと違うでしょう。

そうすると、新しい国立で要介護3、4、5がどのように発症してきてどうなるのかということを実際に数字として出して、その人たちがどういう暮らしを最後にするのかということのほうが重要な話です。特養をつくるよりは。というふうに思ったほうが。

今のその数字の中でこういう要求をしても、もう3年の間に解決してしまうと私は思っています。というよりは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

私も、ハードをどんどんつくりなさいと言っているわけではないんです。私もハードは好きじゃありません。実際に。

ただ、なかなかソフトの人材というのか、そこの部分がどういうふう、どういう形で構築されていくのかということとはとても大事ではないかなと思うんです。

みとるということが、本当にその人に、よかったな、幸せだったなと思うような、最後に人生をそうやって振り返りながら亡くなっていく、その過程をどうやって支えていくかということがとても大事だと思うので。

ですから、施設に全てを任せるということではなくて、それを地域の中でどう支えていくのかということ、私はやはり市民みんなと一緒に考えていく。そのための市総合事業であったり、地域包括支援センターの役割があるのではないかなと思うんです。

私も、やみくもに、私のイメージというのは昔の特養のイメージなのですが、最近、この間見学させてもらった随分イメージが変わりましたが、でもやっぱり、施設というのは生活の部分はないんです。それは私も実際に思っています。

ただ、その、人がどう支えていくかという、そこをみんなでどう考えていくかということを考えていかれたらいいなと思っています。

【林会長】

ありがとうございました。

山路委員。

【山路委員】

この話は、言われたように、特養という問題だけを考えていればいいという話ではなくて、本当に地域の要介護の重い高齢者の人、それから低所得者の人をどう支えていくのか。それだけではなくて、私たちも、明日は我が身ですから、我々はどうやってついの住みかで安心して暮らせるようにするのかという、その問題を考えないと、なかなか結論が出にくい話ですよ。

ちょっと話が飛躍するのですが、先日、学生たちを連れて、毎年行くのですが山谷という日雇い労働者の町に行ってきたんです。そこはもう本当にさま変わりしてしまっていて、いわゆる日雇い労働者が激減しているんです。若い人たちがもう行かなくなった。ピーク時には大体2万人近くいたのですが、今は5,000人いまして、そのうちの何と9割が高齢者で、その9割の高齢者は日雇い労働に出ないんです。あとの1割のわずか500人が日雇い労働に出るといって、まさに高齢者福祉の町になっているんです。

昔のドヤ街というところ、「宿」の反対なのですが、ドヤ街というところで、大体今でも1日1,500円で泊まれる宿舎があるのですが、それが何と高齢者住宅に転換しているんです。

それは一つの、ああいう山谷という特殊な場所ですから、どこまで参考になるかはわからないにしても、本当に低所得者層というのは、山谷の場合はほとんど生活保護です。生活保護の適用を受けて、その生活保護の中から十分に賄える家賃、それから食事を出してやっているんです。そういう、つまりサービスつき高齢者住宅に転換しているんです。

それと、山谷で私もいつも感心するのは、本当にボランティアにやっている人がいるんです。山谷という町は。その高齢者住宅にしたって、キリスト教の、かつてマザー・テレサが行ってつくったマザー・テレサ教会があったり、カナダ人の宣教師が山谷について、本当にボランティアにやって、無料の医療診療所をつくったりという、さまざまなボランティアの人がいるのですが、その高齢者住宅もボランティアの市民がかなりかかわっていて、結果として何とか高齢者を支えているという、そういう町になっているんです。

ですから、繰り返しになるかもしれませんが、特別養護老人ホームを、特にこの国立のような地価の高いところでどうやってつくるのかと。本当に、ここで死ぬ人は幸せなのかどうかという問題、生活の場ではないというのはまさにそうだと思うのですが、3年ほど前に杉並が、あそこは財政力が豊かなものですから、伊豆に100人を超える特別養護老人ホームをつくりましたよね。そこに我々は行ったのだけれど、よそのやることだからとやかく言わなかったけれど、本当にそんなことをして幸せなのかと。住みなれたところから離れて特養に隔離されたような形で、伊豆に何で特別養護老人ホームをつくる必要があるのかということになったわけです。

ですから、特養に住むことが本当に生活の場ではないような、平等の処遇をされて、それで最期をみとられていくということが幸せなのかどうかということを考える必要があるということがまず1点と、それからもう1点は、やはり費用対効果の問題ですよ。

やはり介護保険財政の中身を見ると、介護保険で認められた3施設、介護保険対応の療養型医療施設、それから老健、それから特養の費用に偏っているわけです。それがやはり、これだけ切羽詰まった介護保険財政の中で特養をつくる場合に、費用対効果から見てもどうなのかという検証抜きに、特養をつくればいいというのは、すぐ、安倍さんも最初になったときに言っていましたし、私が3月までやっていた小平市でさえ、介護保険運協の場に特養をつくりたいと出してきたんです。調べたら、市長さんが言い出したんです。市長は、ここであんまり言ってもしょうがないのだけれど、費用対効果とか、

どこに住むのが幸せとかそんなことは抜きに、ただ政治家にとってみれば、ある政党の人によく言うておくよとか言うわけだけれど、わかりやすい話だけれど、本当にそういう全体のバランスから考えて、特養がいいことなのかどうかということを抜きに特養を語っているところがあるんです。

今回のこの人たちがどうかは知りませんよ。でも、そういう、地域全体で本当にどういう住み方が、どういう暮らし方が望ましいのかと考えたときに、もう少しバランスのある考え方をすべきだと。

特に、新田先生が言われた点で非常に参考になるのは、小さな規模の、5人とか9人規模のレベルで、そういうついの住みかを考えるというのは、グループホームとは別途に、これから必要になってくると思うんです。その意味では、和光がやっているのですが、住宅政策も、空き家が随分できているわけですから、そういうところをもう少し活用できるような、そういうついの住みかの活用の仕方というのを、そろそろ考えるべきですよ。そういうことを考えておられるというのは、私は初めて知りましたが、それはぜひ、だけども実現させてください。ということでございます。

【新田委員】

わかりました。ちょっとだけ説明しましょうか。東京都が実は考える中で、東京都が毎年私のところに来て、企画知事室、そして医療政策推進と高齢者の担当が10人ぐらい来て、国立市との交流をいつもしています。

交流している中で、東京都の企画室から今の、暮らしの場におけるみとりという案が出まして、今、2つの分科会ができて、その中で暮らしの場のみとりの、そのためには何が必要なのかと。例えば、今は処遇法とかいろいろありますよね。生活の場での処遇はどうなのかとか、今議論して、10月で大体終わります。

それで、まずモデル事業をやって、これが将来の東京のあるモデルになるだろうなど。東京って、今、山路先生が言われたように、地価も何も高いところだし、これが全国モデルになればいいなという感じで、ことしの年度末から始まる予定になっております。それは報告までです。

【林会長】

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

林委員、お願いします。

【林委員】

特養で働いているので、ちょっと実際の今の状況をお伝えしますが、東京都の中の約450施設の特養の事業所自身の認識としては、今、特別養護老人ホームの建物自体が不足しているという深刻さは実はないんです。それよりも、特養で働く職員不足が深刻なんです。それを何とかしてくれというようなことで、次期の介護保険のところにも、要は陳情書を出すというようなところで、今、動いている状況です。

かなり、東京都内でも地域格差があって、まさに杉並区は伊豆のほうに施設を建てたというようなことだったり、世田谷あたりもやはり、人口の割には施設が少ないということなのですが、片や、日の出町、青梅市、奥多摩町というのは、そろそろ待機者がなくなってくるというような状況で、先日、羽村市の特養がうちに、利用者はいませんかということで訪問に来たというような状況なんです。

すごく、青梅市、奥多摩市あたりは深刻に考えていまして、奥多摩市は山梨県からも入所者をとっています。青梅市は埼玉県からの入所者をとっている。というような実態の中で、例えば杉並区の待機者がいれば、じゃあ青梅や奥多摩のほうを利用すればいい

じゃないかというようなところも、実は都内の施設の中では考え始めているというような状況です。

あとは、八王子あたりの特養であれば、逆に職員が集まらないから定員に満たない。要は一部あけられないというような施設も幾つか出ているというようなところなので、今の特養の事業所の認識としては、そういった施設というよりも、施設で働く職員をとかく何とかしてほしいというようなところが、今は話されています。

【林会長】

ありがとうございました。非常に実態がよくわかりました。

ほかに何か。

では、これについてはこのくらいで、次の議題に参ります。介護保険特別会計補正予算概要についてであります。

9月の市議会では、介護保険特別会計補正予算も提出しています。その内容について、事務局より報告してもらいます。お願いします。

【事務局】

それでは、資料ナンバー14、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号案）の概要をごらんいただきたいと思います。左側をホチキスどめしているものです。

今回提出いたしました補正予算の補正額ですが、1億5,321万7,000円となっております。

当初予算といたしましては、下の部分になるのですが、51億7,834万5,000円でしたので、今回の補正額を加えまして、予算規模としましては53億3,156万2,000円となりました。

開いていただいて、左側が歳入、3ページのほうが歳出となっております。

今回の補正は大きく分けまして2つになります。まず1つ目としましては、平成27年度の決算に伴っての補正するもの。もう1つは平成28年度になってから地域支援事業費の増額がここで見込まれましたので提出したものの、大きく2点となっております。

2ページの左側の歳入の8番の繰越金ですが、こちらが27年度決算で28年度に繰り越された金額でございます。介護給付費繰越金、地域支援事業費繰越金、事務費繰越金と3種類ございますが、合計しまして1億4,650万2,499円が繰り越されました。そして、28年度になりまして、こちらの繰越金から27年度の介護保険の事業費決算に伴いまして、国や東京都支払基金、そして一般会計の部分から財源充当されている金額、交付されている金額で、超過分をまず返還して、そちらが3ページ目の7番目の諸支出金になるのですが、そちらで返還し、その残った部分につきまして、余剰金を歳出の4番目の基金積立金のほうに、介護給付費準備基金に積み立てるというものでございます。

今回、介護給付費準備基金積立金の積み立て状況につきましては、本日配付させていただきました資料ナンバー15のほうでも、平成24年度以降の分を、今回出させていただいているのですが、27年度末で1億8,683万3,987円が残高となっております。今回、27年度の決算を受けまして、最終的に積み立てられる金額が6,152万3,771円となりましたので、積み立て後の金額としましては、足して2億4,835万7,758円になる予定でございます。

また資料ナンバー14に戻らせていただきます。もう1つは地域支援事業費の増額に伴う補正です。

3ページの歳出の5番目の地域支援事業費のところ、まず、総合相談事業費という

ところで、地域包括支援センターの職員が2名配置されている部分なのですが、そちらの人件費が構成職員が変更になったことで、今年度28年度当初の予算だと足りなくなるといふことで、その分の187万4,000円を計上しております。

もう1つは、任意事業費のところでの需用費なのですが、こちらは認知症サポーター養成講座のテキスト購入増ということで7万1,000円を計上しております。今回、認知症サポーター養成講座につきましては、当初予定されていた講座開催数よりもかなりふえているということで、さらに購入費が必要となったことで計上したものでございます。

左側の歳入の1番の保険料と、3番目の国庫支出金、5番目の都支出金、7番目の繰入金につきましては、ただいま申し上げました地域支援事業費の増額に伴いまして、その財源充当として増額するものでございます。

歳入の4番の支払基金交付金につきましては、27年度の介護給付費交付金が、実際に交付された金額よりも決算額から導き出される交付金の金額が少なかったということで、追加交付分として477万4,000円を計上しているものでございます。

補正予算案の概要については以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

今の報告につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

田村委員。

【田村委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、介護給付費準備基金積立金というのは、東京都とか交付金の余ったお金の中の何パーセントかを積み立てしても構わないというものなのですか。これはどういうものですか。お金があるというのはいいことですが。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらの介護給付費準備基金の積立金ということでございますが、原資は保険料、市民の方々からいただいている保険料で剰余金が発生した場合に積み立てる。そして、保険事業や地域支援事業で保険料の歳入の不足が生じた場合に、こちらの準備基金を取り崩して充てるといふようになっておりまして、国庫金や都道府県の交付金は含まれておりません。

【林会長】

ほかにございますか。

では、次の議題、4のその他ですが、第6期事業計画における新総合事業の上限額についてであります。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

新総合事業の上限額ということでございまして、お手元に配付させていただきました資料ナンバー16番をご参照ください。こちらの資料につきましては、クリップどめしであるのですが、カラー印刷のグラフのほうを主に見ていただければわかりやすいかと思っております。

新総合事業は介護保険法で定められている地域支援事業という中の事業の種類の1つでございます。正式な名称は介護予防日常生活支援総合事業という名称でございまして、介護予防に係る部分や、あるいは従来保険給付で行われていた要支援の方のヘルパー利

用、あるいはデイサービス利用等につきまして、こちらの事業でとり行っていくということで法改正がされ、平成27年度以降、日本全国の自治体で順次、できるところから開始していくということで、制度の発足がされました。

そして、国立市では、他の市町村に先駆けまして、平成27年4月、これは一番最初のところから事業を実施するというので取り組んでおります。

ここに出てきている上限額という考え方でございますが、保険給付の場合は、給付された金額というものに上限額はございません。50億円保険給付が行われたのであれば、基本的にはその25%を国に請求し、12.5%を市町村に請求し、そして12.5%を都道府県に請求するというのが、一番基本的な保険給付の考え方でございます。残りの50%は保険料で賄うというところが原則の考え方でございますが、地域支援事業には事業総体での上限額設定というものがございます。こちらの上限額を超えてしまった場合は、市民負担である保険料からのみの財源支出しかないという法体系になっております。

そして、新総合事業実施に当たりまして、国のほうでは新総合事業の上限額として、平成26年度中、新総合事業を始める前の介護予防の訪問介護、要支援の方のヘルパー利用ということなのですが、そして介護予防の通所介護、要支援の方のデイサービス事業、それから地域包括支援センターにおけるプランニング、要支援の方の支援していく計画を作成した場合の計画作成料、こちらの実績金額。そして介護予防事業に使われた実績金額の10%増しを、平成27年度の上限額として算定し、以後、28年度、29年度につきましては、後期高齢者、75歳以上の高齢者の方の人口の伸び率を掛けたもの、それが28年度、29年度の新総合事業の上限額になるというところでございます。

平成26年度の決算額の実績値に基づきまして、平成27年度、28年度、29年度の上限額算定を行っております。それがこちらのカラーの棒グラフの黄色いグラフです。上限額と書いてございますが、27年度で言いますと2億514万2,146円と、ちょっと細かい数字になっておりますが、これが理論上の上限額と。

これに対して、27年度の事業計画値と実績値というのがその右側に示されております。27年度は、保険給付によるデイサービスやヘルパー利用というのがございますので、それも合わせた形でトータルで上限額を超えているかどうかを見ていただくために、この事業計画上の数値や実績という積み重ねの棒グラフ、青系統の色と、赤や紫で色づけしたものがあつたのですが、新総合事業の上に保険給付でとり行われた介護予防訪問介護と介護予防通所介護、こちらのほうを積み重ねた形で上限額を超えていないかどうかの金額を示させていただいております。

平成27年度の実績値は、介護保険事業の運営状況の報告ということで7月に表としては見ていただいているのですが、上限額との関係性ということで今回、この資料を作成させていただき、皆様に見ていただいているところです。

実際の事業計画と比較しましても、まだまだ余裕があつた状態、そして28年度、29年度につきましてはまだ実績が出ておりませんので、事業計画と上限額の関係性の中で、事業計画における設定が一応上限額の範囲内でおさまっているというところを見ていただければと考えております。

総じまして、現状、新総合事業につきましては、まだ余裕はあるであろうというところは申し上げられますので、今後の新総合事業関連の事業の組み立ての際には、こういった事業計画、あるいは法制度上の上限額というものを考慮に入れながら、今後の事業展開につきましても、事務局としては皆さんに、どういった事業で進めていくといった

ようなところをご報告やお示しさせていただければと考えております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

以上の報告について、何かございましたらよろしく申し上げます。

【新田委員】

新総合事業の上限額が出されたのは一方でとても重要なことで、新総合事業というのは事業に多様性を持つじゃないですか。事業に多様性を持つからこそ、この上限額を決めるといのは、また一方のおもしろさと、うーんという感じと、両方とも恐らくあるなと思っていて、多様性の中できちっと新総合事業を国立が行っていかなければいけない。例えば、総合相談事業員がこれから養成されるのだけれど、そこのところの相談事業員に対してお金が必要なのか、ボランティアなのかとか、そういった細かいことも含めて、恐らくここで考えなければいけないだろうなということで、これはある意味でとても重要な話だと私は思っております。

【林会長】

ということでご指摘がありました。

平成28年度は4月からもう何カ月かたっていますが、使い方というか、ここまでの実績というのはいま出ているのでしょうか。まだ出ていない。

相当頑張らなくて使わないと使い切らないような感じですか。

【新田委員】

頑張らなくて使わなければ使い切れないというよりも、きちっと予防事業として、予防の中に対応できているかどうかという話なんです。これは新しい話なので、それまで従来型の対応が、前にここの介護保険運協に何とかタイプAとかBとかが出されたこと、皆さん記憶がありますが、従来型のタイプで移動しているだけではこれは始まらなくて、新しいものを市民の中にきちっと定着して、例えばサロン型とか、そういったことがきちっとできるように。従来型のサービスをやるのは、それが無いからそれをやるのであって、そこに幾ら使われているかというのはあまり意味がない話なんです。それはそれで、まあそうなんだろうというぐらいでいいんじゃないでしょうか。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

余計な心配かもしれないのですが、後期高齢者がどんどんふえてくるわけですね。保険料の収入というのはどうなんですか。例えば上限額は毎年ずっと上がっていきいますが、それに伴って介護保険料というのはかなり、収入はそれに見合ったような形で見込まれるのですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

保険料についてですが、介護保険料の一番単純な考え方は割り勘という考え方でございます。使うお金の見込みを将来3年間について、事業計画が3年単位ですので、3年間に給付が行われる金額というのを見積もりを立て、その3年間で負担するであろう65歳以上高齢者の方の人数で割り返す。それで標準の保険料を算定するということになりますので、もし保険給付が見込みとしてどんどんふえていくという見込みであった場合には、保険料も、65歳以上人口が伸びなければどんどん高くなると考えられます。

そして、第6期事業計画を策定した際に、国のほうで、毎回、事業計画の保険料算定のためのコンピューターのソフトというのは国から提示されるのですが、そちらで第6期の事業計画を策定する際に、団塊の世代の方が皆さん75歳以上になっていかれる2025年の推計を出すようなソフトウェアになっておりました。そちらの場合には、少子高齢化ですので、支える下の世代はあまりふえていない。そして75歳以上で認定を受ける方がどんどんふえていくという前提になってきますので、そちらの状態、今のままの保険のルール、今のままの保険の適用を行った場合には、保険料の基準の年額は10万5,000円程度となっています。10万5,000円ですから、ひと月当たりの保険料が8,000円を超えると。今現在は5,650円ですので、6割増しになります。

そのような試算が出てきておまして、これは国で各市町村から提出を求めて全体でとった推計でも似たような、8,000円台になってしまう、このまま行けばなりますよといったような推計が出ているので、委員さんのおっしゃったとおり、どんどん給付が伸びていって、それを負担する人の数がふえない場合には、1人当たりの負担はどんどん重くなるという形になります。

【新田委員】

今の話をもう少し言うと、先ほど質問がありました介護給付費準備支払基金というのをいかに積み立てるかという話なんです、一方では。そうすると保険料は多少は、というものもあるのだけれど、それは実は大したことはないんです。

【田村委員】

年金は減るわ介護保険料はふえるわ。入ってくる収入はどんどん減っちゃいますね。

【新田委員】

稲城が、実際ことしは4,000円台です。支払基金の準備基金のあれがかなりありましたよね。1億ぐらい。桁が違いました。それを入れ込んで4,000円台にしたんです。

【田村委員】

そうやって取り崩していくと、また。

【新田委員】

というよりは、それをどう考えるかというのは、稲城はそれだけ新総合事業で予防に對してかなり力を入れたということです。

もう1つは、ご存じのように和光市も今、4,000円のぎりぎりなんです。なぜかという、やはり介護予防に徹底して力を入れた。

だから、私たち国立も、単に支払いを心配するよりも、そこを徹底しなければいけないので、そこで先ほどの上限額という話がありましたが、その使い方を、単に今のをを使うのであれば予防にならない。もっと徹底して、私も含めてですが、要介護にならないように努力しましょう。

【林会長】

ほかに何かございますか。

今日は議題はもうないので、資料がありますね。では、今の上限額についてはここまでにして、それ以外にその他で。

では事務局から。

【事務局】

そうしましたら事務局のほうから、お手元に置かせていただきましたクリップどめの3枚の資料です。「国立市認知症の人のための見守り・SOSネットワーク『いいある

きネット i n くにたち』模擬訓練にご協力・ご参加ください」という資料をごらんください。

国立市は、後でまたご報告させていただこうと思うのですが、「認知症になっても自由に目指して歩けるまちを目指して」というところで、今年度、施策を進めています。

その中で、今年度初めての取り組みとしまして、こちらに書いてありますいいあるきネット i n くにたちということで、認知症の人のひとり歩き・探索模擬訓練を実施することにいたしました。

実施日が10月6日の木曜日、午後1時30分から3時で、今回初めてということで、実施地域を3地域に限定させていただいて実施いたします。東・西・谷保地域になります。

それぞれ、集合場所に集まっていただいて実施するというところでは、東福祉館、西福祉館、谷保については中平の地域防災センターを拠点に行きます。

やり方としましては、認知症の模擬の方がひとり歩きで地域を歩いていただきます。この地域内を歩きます。二、三人のグループでその方を探していただいて、声をかけましょうという訓練です。

今回は初めてということで、その認知症役の方はオレンジのベストというか、この方が認知症役だということがわかるようにして歩きますので、できるだけたくさんの方に声をかけていただくというところに重点を置いた訓練といたします。

ご本人に声をかけていただいた後、そこに伴走でついていきます、包括支援センターの職員とありますが、今、この会は実行委員会形式で行っておりますので、実行委員のスタッフや地域のスタッフがついていきますので、そのスタッフに、どうだったかということ伝えて終了となります。

実際には3人ぐらい、地域にそれぞれ認知症役の方が歩いていただきますので、正味1時間ぐらい声かけの訓練をして、最後にまた集合場所に戻って反省会をするという形で行います。

これに先立って、1週間前にそれぞれ3地域で認知症サポーター養成講座も開催しますので、できればサポーター養成講座を受けていただいて、当日10月6日の訓練に参加していただくと充実したものになるのではないかとということで、今、市報とこのチラシで周知を図っているところです。ですので、また皆様方もご参加、ご周知のほうをご協力お願いいたします。

めくっていただきまして、もう1つ、同じようなチラシになっていますが、こちらは「『いいあるきネット i n くにたち』模擬訓練のゲートウェイ（基地局）設置にご協力・ご参加ください」とあります。

こちらのほうは何かといいますと、MAMORIOというタグ、位置情報がわかるようなタグを認知症の方が持って歩いていただいて、それをシステムで検索して、モニターでどこを歩いているかわかると。今、GPSの貸し出し等もやっているのですが、それと同じようなことで、認知症の方をそういったシステムで探すということの検証も同日で行いたいと考えているのがこちらのチラシになります。

実際、これも10月6日の同じ時間で中地域、このチラシの裏面にあるのですが、ちょうど駅前あたりの商店街だとか書いてあるところを地域として、ここを歩いていただいて、実際にモニターでチェックをしていくということをしてほしいと思っています。

この位置情報システムは、ここに基地局とありますが、お店とかに基地となる、キャッチできるような機器を置かせていただいて、その前を通るとその方がここを通過したということがわかるようなということで、お店のあるような中地域でやろうというふう

になっています。

今、お願いできるようなお店等にもお声かけをして、基地を設置しています。この日だけ、この時間だけの設置ということで、今回は検証ということでやらせていただこうと思っています。

実際、この取り組みが見えるようにということでは、スターバックスの前の緑地帯のところに本部を置いて、そこに画面で見られるようにして、皆さんに見ていただくという取り組みになります。

3枚目の、白黒になっているチラシですが、これは何かというと、今、基地局と言いましたお店に置く機器も1つですが、個人が持っているスマートフォンとかそういったものにアプリをダウンロードしていただくと、その方も基地局になると。なので、ダウンロードした方の近くを、タグを持った認知症の方が通ると、そこが場所としてキャッチできるというようなシステムだそうです。

ですので、当日ここの本部に行ってくださいアプリのダウンロードをしていただいて、ちょっとこのあたりを歩いていただいて、個人の基地局としてのご協力もいただけたらというようなチラシになっています。あくまでもこれは、まだ市としては、実際にやるとかではなく、こういったものを試しにやってみたいということで、10月6日の訓練は、実際に地域で歩く人を人海戦術、声かけで探して声をかけるという方法と、こういった位置情報システムを使った検証という2本立てで実施したいと考えています。皆様もよろしかったらちょっとのぞきにきていただいたり、ご周知をお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。

何か質問はございますか。

ゲートウェイというのを貸し出すということですね。その機械を。それはどれくらい数があるのですか。

【事務局】

貸し出し機器は10台ぐらいと聞いていまして、多分、裏面の地図が書いてあるところに、ゲートウェイ設置協力依頼施設と案が書いてあるかと思うのですが、国立旭通郵便局、駅前郵便局とか、10台ぐらい貸し出しをしていただけるということです。

【林会長】

わかりました。そうすると、貸し出しのはお店のようなところで大体もう。あと、個人で参加するとしたら、自分のスマホにダウンロードするという話でしょうか。

【新田委員】

そうですね。これ、今ダウンロードしたりするとこれが出ます。簡単にできます。

【林会長】

じゃあ、例えばお店でなくても、学生にダウンロードさせて、このあたりでうろうろするということはあると思うので。ということは意味があることなんでしょうか。

【事務局】

はい。大変意味がありますので、ぜひ。たくさんの方に一度ダウンロードしていただいたりして検証ができれば、いい検証になると思います。

【林会長】

それで、⑤にゲートウェイの回収に伺いますというのは、その10台貸し出したものを回収に行くということで意味がわかるのですが、例えば学生にダウンロードさせて参加した場合、どうなるのでしょうか。何かデータを回収しないと意味ないですよ。そこは。

【事務局】

今回のこのスマートフォンのアプリをダウンロードしていただきますと、ブルートゥースという通信で、10メートルぐらいの距離をそのタグを持った方が歩くと、スマートフォンのアプリが反応してくれまして、ここにいますよというデータを送ってくれるんです。ですので、スマートフォン自体にデータが蓄積するというよりも、その近くを通ったよという情報を本部等につけてくれるという形のものになりますので、本部のほうでその方がどこを歩いているとか、極端なことを言うと、インターネット上でその方がどこを歩いているというのも検索をすることができるということになります。

【林会長】

そうですね。ということは、操作する必要はなく、自動的にそのシステムの中でデータが動くんですね。

【事務局】

一応そのような形になります。アプリをダウンロードしていただいた方に関しましては、今回は検証という形で行いますので、この時間帯を過ぎましたら、もう削除をしていただいても構わないというものになります。

【林会長】

多分、スターバックスでコーヒーを飲んでいる学生とかいると思いますので。何も特別なことをしなくてもいいということですね。ダウンロードだけすれば。

【事務局】

はい。ダウンロードしていただくということで協力をいただいたということになります。

【林会長】

わかりました。

ということですが、何かございますか。

山路委員。

【山路委員】

実はこのいいあるきネットinくにたちの実行委員会の委員長を仰せつかっておりまして、今、事務局が本当にいろいろな形で働きかけているところですが、初めての試みなんです。

このいいあるきネットという、少しわかりにくい言葉にしたのは、「徘徊」という言葉は使わないほうがいいということに、あるときからなりまして、こういう表現になっているのですが、実は徘徊の認知症の問題というのはますます深刻になっているのはご承知のとおりだと思うのですが、既にきのう、認知症の日に、大牟田方式という、福岡県の大牟田市でもう13年前から徘徊のネットワークづくりというのをやり始めて、今や、年に1回2回やっているのですが、市民が3,000人以上参加すると。全国からも数百人が毎年そのために見学に来るということで、大牟田でつくり上げた市民のネットワークづくりというものが今、全国に広がりつつあって、多摩地区でも既に東村山とか清瀬とか、幾つかの自治体は既にやっているものですから、国立でもぜひやろうということで、今回こういう形で、2つの方策をとってやることにしたということでありませう。

MAMORIOのほうは私もまだメカニズムがいまいちよくのみ込めていないところがあるのですが、いずれにしても、人が見つけるやり方を東と西と谷保地区でやって、あと、MAMORIOがキャッチするやり方を中地域でやるという、2つのやり方でまずスタートさせよう。

まだまだ恐らく市民には周知徹底していませんが、できるだけこういう形で、今回市報にも2回書いてもらって、商店街とかしかるべき、JRとか郵便局とか金融機関にも声をかけてもらって参加しつつあるところなのですが、何より一般の市民がこういうことに目を向けて参加してくれるような仕組みをどうやってつくっていくのかというのは大きな課題でして、これから見るだけでは、じゃあ私はどうやって参加すればいいのというのがちょっとわかりにくいところがあるので、これは今後の1つの教訓として、まずやってみて、できるだけ多くの市民が、どれだけ参加してくれるかわかりませんが、参加してもらって、徐々にこの輪を広げていくことをやろうというのが今回の試みだということですので、ぜひ当日、10月6日の午後1時半から3時の間で、スターバックスで基地局も設けられるそうですから、ここに見に来ていただいてもいいですし、それぞれの地域にお住まいの方で、徘徊のモデル役の人にゼッケンをつけて歩いてもらいますので、声をかけるような形で参加していただいても結構というか、ぜひ参加していただければということでもあります。ひとつよろしく願いいたします。

【林会長】

石田委員。

【石田（啓）委員】

このMAMORIOのタグというのは、今も実際使われているのですか。このアプリをダウンロードして。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

このMAMORIOにつきましては、まだ実際は使っておりません。

国立市の位置情報システムの認知症の方に貸し出ししているものにつきましては2種類ございまして……。

【事務局】

1つは携帯を少し小さ目にしたような機器です。そちらと、もう1つは小さなタグを、同様のものですが、例えば靴の底の下に入れて歩いていただくということで位置がわかるという、2つのものを今、事業に利用しているところです。

【石田（啓）委員】

始めている。

【事務局】

それは認知症の方に市が貸し出す形では行っています。

【新田委員】

本当にこんなものなんです。MAMORIOというのはどこでも入りますので。

それで、今、山路先生から説明がありましたが、実は300メートルなんです。これでつかめるのは、300メートルとすると、例えば、今どこかへ出られましたというときに見つかるかという。そうすると考えるのは、例えば3師会でも何でもいいのですが、3師会で150ぐらいあるんです。あるいはもっとほかの協力機関があれば。それを具体的にどこに全部やれば、オンすれば、どこに歩いているかはすぐわかりますよね。これが成功すればそれで1つ。

もう1つは、今、学生の話が出ましたが、誰でもがみんな簡単にやって、そうすると、持っているだけで反応して、今、僕もやったら、どこにもいませんという話なんだけれど。誰もMAMORIOを持っていないから。

ということで、実際にその方に、こんな小さくて軽いものですから、安いです。年

間幾らでしたっけ。すごい安いんですよ。

【事務局】

300円とか。

【新田委員】

300円とか。まず安い。今使っているのは結構高いんです。

【事務局】

はい。GPSのほうはかなり高いのと、少し安いのもありますけれどさらに安いということと、あと、今使っているものは充電を、いわゆる携帯みたいなものだと、毎日充電しておかないとか、本人にそれをあえて持たせないといけないとか、靴に入れる小さなものも、お値段も安くなりましたし、充電もかなり延ばすことができるようになって、それでも、2週間ぐらい靴に入れっ放しでもいいのだけれど、それ以降はもう一回充電しなければいけない。

今回のMAMORIOのほうは、1年間そのまま持っていて大丈夫なので、もう1年たったら交換みたいな形で借りられるということなので、やはりそういう、だんだんいろいろなこういったものに関しては改良されたものが出てきているということと、こちらのものが、先生は30メートルとおっしゃったのですが、もともとはお財布とか自分が置き忘れたものを、お財布どこだったかしらとか、家の鍵とかいうものが30メートル自分から離れたら、自分が持っている携帯がピピピと鳴ると。ああそういえばあそこに鍵が置いてある、とかいうところからのスタートのものなんです。

それを、小さいということと、どこにでも入れられる、充電もそれほど必要ないというところでは、今、認知症のGPSというのは子供の位置確認でも並行して使っているものなんです。割と子供の安否確認のところでは使っていることが多いのを、高齢者向けにというので適用できるかという話をしているので、そういった経過がある中で、これを認知症の方に使えないかと。

ただし、今これのネックになるところは、基地局というのがたくさんあればあるほどすぐわかる。でも、それがないと全く機能しないという、ちょっとそこが課題にはなるので、国立市のまちが、例えば基地局が本当に張りめぐらされていけば、これが市内でわかるようになるのではないかと。これが広まらないと、反対になかなか厳しいかなと。そのための最初のステップとしての検証をさせていただくということになります。

【石田（啓）委員】

じゃあ、スタバでダウンロードしておくということ自身、ある意味価値があるということですね。

【事務局】

そうです。

【石田（啓）委員】

わかりました。ありがとうございます。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では事務局。

【事務局】

事務局のほうから、昨日、第5回の国立市認知症の日の記念日等が行われまして、新田先生、山路先生、林先生をはじめ、林さんにもスタッフになっていただきまして、そのほかにも歯科医師会からもお手伝いをいただき、あおやぎ苑さんからもスタッフとし

て参加をしていただいて、皆様のおかげをもちまして、雨天ではありましたが、昨年並みの、全体で500名を超える509名の、まだ粗集計ですが、参加の方がありました。

一般の方の参加は昨年より60名弱、59名ぐらい多い384名ということでございました。雨天にもかかわらず、皆様にご参加いただいて、市民の方の関心が、より認知症という部分に関して、高く出ているのではないかと感じている次第でございます。

同時にアンケートもとらせていただきまして、主な内容ですが、国立市を「認知症でも最後まで過ごせるまち国立」ということにフレーズをつくって、そういうふうにしていったらどうかというようなことや、認知症の日には、皆様にご周知したとおり、当事者のレビー小体症のヒグチさんが登壇していただきまして、その方のお話を聞いた市民の方から、実際に目からうろこでしたと。相手の姿は自分の心を映す鏡だというようなご感想もいただいております。

先ほどもお話がございましたが、大牟田市から大谷さんという、地域でご活躍している方にも登壇していただきまして、その取り組みを報告していただきまして、市民の方も非常によかったと。感動したというお話でした。

おおむね皆様の反応が非常によいご感想が多くて、こちらのほうも一安心しているところでございまして、来月とり行ういいあるきネットにもつながるような内容を、また今回もいただいたと思っております。

今後とも、認知症ということ、個別に対応していくことと同時に、市民の皆様は認知症をより理解していただいて、国立で認知症でも最後まで過ごせるということを目指してまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

【林会長】

ほかに何かございますか。

事務局からは。

【事務局】

次回の運営協議会の予定ですが、10月の第3金曜日、10月21日になります。会場はお隣の第3・第4会議室のほうで行いたいと思います。よろしく願いいたします。

【林会長】

ということで、10月21日、金曜日ということですのでよろしくお願い致します。

それでは、これで今日は終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

— 終了 — (20 : 30)